

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達は「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和7年12月16日

分任支出負担行為担当官
近畿農政局土地改良技術事務所長
森田 明宏

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名
大判プリンター購入
- (2) 仕様等
仕様書のとおり
- (3) 納入期限（または履行期限）
契約締結日 から 令和8年3月30日まで
- (4) 納入場所（または履行場所）
京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地
近畿農政局土地改良技術事務所

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている、近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先
〒621-0847 京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地
近畿農政局土地改良技術事務所
経理係 中平
電話 075-641-6391

(2) 電子媒体による交付場所

ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

イ 当局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

4 競争参加資格等確認のための提出資料、期限及び方法

(1) 提出資料 ①機器等リスト（別紙1）

②機能証明書（別紙2）様式に記載の添付書類を含む。

(2) 提出期限 令和7年12月24日 午前10時

(3) 提出方法 電子メール：dogisho_keiri@maff.go.jp

4 見積書の提出場所及び期限

(1) 見積書の提出場所

上記3の(1)または(2)アに同じ

(2) 見積書の提出期限

令和8年1月26日 午前9時から令和8年1月28日 午後5時まで（行政機関の休日を除く。）に、上記3の(1)宛てに持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）又は電子調達システムにより送信すること。

なお、競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者である場合は、参加資格を証明する書類（競争参加資格証明書の写し）を併せて持参若しくは郵送すること。（電子調達システムによる場合は必要ない。）

5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時

令和8年1月29日 午前10時から

(2) 場所

近畿農政局土地改良技術事務所 会議室

6 見積依頼公告、仕様書等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合、または、同等品以上の品の確認を受けるとは、下記質問受付日時までに、電子メールにより提出すること。提出に際しては、下記事項を参考にすること。

(1) 質問受付日時

令和7年12月19日 午後5時まで

(2) 提出先

dogisho_keiri@maff.go.jp

(3) メール件名

【大判プリンター購入】について

(4) 本文への記載事項

件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

(5) その他

同等品以上の品の確認を受ける場合は、カタログ等仕様のわかる書類

なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面（様式任意）により、持参または郵送により、上記3(1)に提出すること。

ただし、電話による質問等は受け付けない。

質問等への回答は、令和7年12月23日に上記3(2)イに掲載する。

7 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局土地改良技術事務所オープンカウンター方式実施要領による。

お知らせ

- 1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当省のホームページ
(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) をご覧下さい。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。
詳しくは調達ポータルホームページ
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>